

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	午前9時25分から 令和3年8月18日（水） 午前10時25分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、 毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、 三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、 宇野審議監兼まちづくり推進課長、望月会計管理者、 木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、 神頭生涯学習部長、太田監査委員事務局長 （担当課1） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、 松尾同課政策企画係長 （担当課2） 望月長寿はつらつ課長、山崎同課地域包括ケア推進係主査 （担当課3） 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長、山本同課長補佐、 大塚同課学校施設係長、岩崎教育管理課長、 長谷同課主幹兼課長補佐、谷合同課学務係長、 松本教育指導課長 （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、 江原同課政策企画係主任
会 議 内 容	1 令和3年度朝霞市行政評価（内部評価）結果について 2 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 3 朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について 4 令和3年第3回朝霞市議会定例会提出議案について

<p>会 議 資 料</p>	<p>【1-1】朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書 【2-1】第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 【2-2】日常生活圏域 変更案（6圏域） 【2-3】日常生活圏域 現況（5圏域） 【2-4】（参考1）圏域別人口一覧 【2-5】（参考2）日常生活圏域の見直しにおける意見・質問 【3-1】朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について</p>	
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	<p>電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	<p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 令和3年度朝霞市行政評価（内部評価）結果について

【説明】

（担当課1：平間政策企画課長補佐）

行政評価結果報告書について説明させていただく。

報告書の構成としては、Ⅰにおいて、行政評価制度の概要を示すとともに、Ⅱでは、令和2年度に実施した施策について、施策評価シートをもとに行政評価を行った結果を、Ⅲでは、結果の活用と制度の改善について記載している。

1ページから4ページには、行政評価の概要を記載している。

5ページ、「1 施策評価結果の集計」の「(1) 評価の概要」は、各所管課で評価していただいた施策が、82施策となっている。

82施策の評価については、28、29ページの「施策一覧」の中の中柱ごとの評価となっており、中柱ごとに施策評価シートを作成していただいている。

また、「(2) 施策の分析」の達成度、必要性については、昨年度と同様、A～Eの5段階評価としている。

内部評価の結果としては、①達成度について、82施策のうち59施策が、A又はB又はCで、「D 目標・計画を下回り、十分な成果が上がりなかった」が22施策、「E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果が上がりなかった」が1施策であった。

また、②必要性については、82施策のうち58施策が、A又はBで、「C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない」が23施策、「D ニーズ及び解決すべき課題は減少する傾向にある」が1施策、「E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する傾向にある」はなかった。

これらを基にした、③達成度と必要性のクロス分析については、必要性が、A又はBであるにもかかわらず、達成度がDの施策が14施策あった。その施策については、下に記載している。

また、達成度はCだが、必要性がDの施策が1施策あった。

次に、7ページ、「(3) 今後の展開方針」であるが、①施策の方向性については、「重点化」が45施策、「内容を見直し」が15施策であった。

また、②行政と市民の役割分担については、「Ⅱ行政・市民の関与（役割）バランスを維持」が65施策、「Ⅰ行政の関与を拡大」が6施策、「Ⅲ市民の関与を拡大」が11施策であった。

「2 行政評価結果～政策分野ごとのまとめ」になるが、次ページの8ページから25ページまでは、6つの政策分野（章）ごとに区分し、それぞれの章に位置付けられた大柱ごとに、達成度をグラフに表すとともに、成果や課題などについて、記載してある。

この内容については、施策評価シートをもとに、所管課・所管部で内容を作成していただいたものとなっている。なお、大柱は、合計29本となっている。

26ページは、行政評価結果の活用と改善について記載しているが、これまでのものと変更はない。

27～31ページには、参考資料として、要綱、施策一覧、施策評価シートを示している。

この報告書については、今後、市議会への配布をさせていただく。

(宮村市長公室長)

本件は8月2日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑と結果について報告する。

まず、6ページ下の目標・計画を下回ったと位置付けられた14施策については、7ページにある今後、重点化していく施策及び内容の見直しを行う施策として位置付けられているという理解でよいかとの質問に対し、基本的にはそのようになっているが、今年度においては、新型コロナウイルスの影響で事業を行うことができなかったことにより、目標を達成できなかったとされた施策もあるので、すべてを今後の重点施策及び内容を見直す施策として位置付けているわけではないとの回答があった。また、その内容については、8ページ以降の文章の中で説明されているということでよいかとの質問に対し、内容については、再度、確認させていただき、分かりにくい表現等があれば修正させていただくとの回答があった。

次に、結果報告書は、毎年、単年度ごとに作成されているが、5年間の総括について結果報告書を作成する予定はあるかとの質問に対し、総括については、後期基本計画を策定する際に3年分の期間で総括評価報告書というものを作成しているので、ここで5年分の総括を行うことは想定していないとの回答があった。

最後に、教育委員会では教育施策について独自に評価を行い、報告書を作成している。対象も行政評価と同じ施策評価シートを活用していることから、後期基本計画への切り替わりを起点に統合の可否について検討していただきたいとの意見に対しては、今後、教育委員会と検討していきたいとの回答があった。

指摘のあった内容について、確認した結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

【説明】

(担当課2：望月長寿はつらつ課長)

はじめに、日常生活圏域の変更については、第8期計画の内容変更となるので、庁議に諮るものである。

計画書の該当頁のコピーを資料の最後に付けているので、参照いただきたい。

本年度から令和5年度までを計画期間とする、第8期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、地域共生社会の実現を支える、地域包括ケアシステムの確立を進めるために、高齢者人口の増加のみならず、複雑多様化する相談支援に、柔軟に対応できるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ることとしている。

このため、地域包括支援センターの担当圏域となる、日常生活圏域については、資料1の変更内容の表のとおり、旧と表記している5つの圏域から、新と表記している6つの圏域へ変更し、高齢者支援の充実を図りたいと考えている。

資料3が現行の5つの圏域図で、資料2が6圏域の案となっているので、こちらも参照していただきたい。

新たに第6圏域を設定することから、資料1の表の下線の地域のとおり、全ての圏域で、各包括が担当する地域に変更が生じることとなる。

圏域の再編にあたっては、資料1の変更におけるポイントのとおり、3つの考え方を基本とした。

まず、①各圏域の高齢者人口の平準化について。65歳以上の高齢者人口については、各圏域とも、概ね4,000人から5,000人未満となるように地区を再編している。

次に②として、これまでの担当の地域包括支援センターと地域住民のつながりを考慮したので、これまでのセンターの担当地域を基本に再編している。

そして③として、町字別のわかりやすい圏域の設定とした。

資料1の、上段の表の旧の地区のとおり、第2圏域は膝折3丁目の2から7番地で、膝折3丁目の1番地は第5圏域となっているように、地番での区域割となっていたので、町字別のわかりやすい圏域を設定することとした。

この圏域の変更に伴う影響等であるが、新たな第6圏域を担当する地域包括支援センターについては、公募型プロポーザル方式で選定を行う予定である。

また、担当する地域包括支援センターが変更となる高齢者は、5,300人ほどいるが、これらの方の中で、センターが個別支援を行っている方については、令和4年4月1日以降、概ね6か月を目途に、事務引き継ぎを行う予定である。

最後に、圏域の変更にあたっての意見・質問等についてだが、市民に対しては市内5か所で実施した介護保険制度説明会の中で、変更案を紹介し、この他、民生委員定例会や、自治会・町内会理事会、第2層協議体などへ、出向いて説明を行い、御意見をいただいた。

主な御意見は、「溝沼6・7丁目の圏域設定について」や「根岸台地区に地域包括支援センターがないが、変更になるのか」などで、溝沼6・7丁目については、人口の平準化

に重きをおいて編成したことを説明し、根岸台地区である第4圏域に地域包括支援センターがないことについては、現在、担当している法人と移設について協議を行っていく旨などを伝え、圏域変更案に、概ね御理解をいただいたところである。

意見等の詳細は参考資料2に示している。なお、その後、地域包括支援センター運営協議会で承認いただき、高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議で、計画の変更の承認をいただいたところである。

また、先の政策調整会議で、市議会及び市民への周知についての質問をいただいたところだが、市議会へは、庁議での議決ののち、決裁を経て9月議会前に、資料提供を行いたいと考えている。また、市民に対しては、年度末に広報にて周知するほか、次年度早々に、新しい地域包括支援センターの案内パンフレットを作成し、65歳以上の方がいる全世帯に、配布したいと考えている。

(宮村市長公室長)

本件は8月2日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑と結果について報告する。

6つの圏域に分けた際の変更案についてだが、第3圏域と第6圏域の境界が、地図上では不自然に見える。例えば、溝沼6・7丁目が第3圏域に、北原と西原が第1圏域に食い込んでいるように見えるが、どのような理由からかとの質問に対し、各地域の65歳以上の人口、また、今後高齢者となる40歳から64歳の人口から各圏域の人口の平準化を目的とし、このような圏域としているとの回答があった。

また、今後、人口の流動等があれば圏域の見直しを行う可能性はあるかとの質問に対し、3年後の次期計画の見直しの際に、圏域を見直す予定はないが、向こう10年の間には、圏域の見直しについて、検討する必要があると考えているとの回答があった。

最後に、圏域が1つ増えることで、圏域が変わる地域が多くあると思うが、その地域に対する周知等はどのように行うのか。また、圏域の変更後の調整はどのように行っていくのかとの質問に対し、担当包括支援センターが変わる地域の方々の人口は5,300人ほどで、その方たちについては、4月から6か月程度の期間をかけて、丁寧に引継ぎを行っていきたいと考えているとの回答があった。

これらの議論を重ね、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

3 朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について

【説明】

(担当課 3 : 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長)

少人数学級については、令和3年3月に法律改正が行われ、小学校において35人学級を実施することとなったため、これに対応するため本報告書をまとめたものである。

この報告書は、目次のとおり、「少人数学級制度について」、「少人数学級を実施するための考え方」、「本市の少人数学級の検討方針」、「普通教室への転用」、「市内小学校の普通教室数の現状と将来推計」、「学区変更の考え方」、「今後の施設整備」と大きく7つから構成されている。

1ページの「少人数学級制度について」では、少人数学級は個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、きめ細かな指導を可能とする指導体制、安心、安全な教育環境を整備するものとして、(2)の制度の概要にあるように学級編制を法改正前の1クラス40人から35人への引き下げ、これを令和3年度の第2学年から令和7年度の第6学年まで段階的に実施していくものである。

次に、少人数学級を実施するための基本的な考え方が国から示されている。

少人数学級の編成で教室不足が見込まれる場合は、認められている令和7年3月31日までの経過措置の期間中に施設整備等を進めることとされている。その際には、特別教室や会議室等の普通教室への転用の検討などが求められている。なお、そのうえで教室不足が生じる見込みの場合、令和7年度を見通した必要な施設の確保を検討している。

政策調整会議で、本市の検討方針をわかりやすく記載した方が良いのではとの意見をいただいたため、本市の対応方針を「本市の少人数学級の検討方針」として項目立てをしている。転用可能教室の検討、転用で教室を確保できない場合、学区の検討、令和7年度を見通した施設の確保について、検討を行うとしている。

以上が少人数学級へ対応するための基本的な考え方である。

この転用についての基準を3ページに示している。

転用できないとした教室と転用可能とした教室の区分をしているが、実際の転用はこの転用可能な教室のうち、普通教室の形態の整っている教室から行うものとし、学校が教育活動の実情に応じて選択する。転用に何らかの工事が必要な場合は、学校と教育委員会で協議を行いながら進めていく。各学校の転用可能教室数の状況は4ページで、太枠が転用可能教室である。

次に本市の小学校の普通教室数の現状と将来の推計について説明させていただく。

5ページ、普通教室数について、令和3年度の現状と令和9年度までの推計となる。転用が可能な教室を普通教室へ転用した場合の最大教室数と各年度に必要な教室数を学校ごとに比較している。特別支援学級等を含めた教室数となっているが、特別支援学級は推計を出すことが難しいことから、少人数学級全学年実施の7年度には、知的障害と自閉・情緒障害のそれぞれの学級を、2学級ずつの4学級に整備するものとしている。6年度までは現在のクラス数である。

各学校の数値をまとめたものが10ページで、第六小学校、第九小学校が最大教室数を必要教室数が上回っており、転用可能教室を転用しても、令和7年度から教室が不足すると見込まれている。また、転用により学級数が充足し対応ができる学校でも、転用するにあたり工事が必要な学校と、必要のない学校がある。

第一小学校、第四小学校、第五小学校、第七小学校、第八小学校の5校は普通教室の形態が整っている教室を転用し令和9年度まで対応できる見込みで、残りの5校については、転用にあたり工事が必要である。

このように、転用により少人数学級に対応できる小学校がある一方で、転用によっても、なお教室不足が生じ、増築等の検討をしなければ対応ができない学校もある状況で、これを解消する方策の一つとして、子どもたちが通う学区の変更によりこれを解消し、少人数学級を実現できないかを検討したものが11ページの「学区変更の考え方」になる。

学区変更については、通学区域審議会への諮問を経て、保護者や地域住民の理解を得て決定するまでに長期間を要す。また隣接する学校に一部学区を変更した場合、当該校の児童数を抑えることができても、変更先の学校の教室が不足するとも見込まれている。更に、今回は経過措置期間の令和7年度までに実現する必要があることから、学区変更で少人数学級を実現することは困難としている。

最後に12ページ、「今後の施設整備」として、まず転用整備計画について記載している。各学校の状況に応じて転用を行い、工事等を伴う場合は、学校と教育委員会と協議を行いながら進めていくという考え方と、各学校の直近2か年度、本年度と令和4年度の具体的な整備計画を示している。5年度以降は、学級数の推計に基づいて随時学校と協議し、調整しながら進めていくこととする。

13ページ、転用によっても、教室が不足する見込みの第六小学校、第九小学校については、令和7年度までに他の方法により対応することができないため、増築する必要がある。

今後、建設できる場所、規模、内容等を検討していくこととしている。

予定としては、令和5年度、6年度の2か年で工事を行い、令和7年度4月から利用を開始したいと考えている。

(宮村市長公室長)

本件は8月2日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑と結果について報告する。

11ページに学区変更の考え方とあるが、国は、少人数学級を実施する手段のひとつとして、学区変更により対応することを示しているのかとの質問に対して、特段、国からは示されていないとの回答があった。

次に、校舎の建設について課題に挙がっている、第六小学校と第九小学校については、この経過措置期間に整備していくのかとの質問に対し、第六小学校と第九小学校の教室が不足するのは、令和7年度からで、経過措置期間の令和7年度までに整備を終える。これにより定められたとおり実施することができるとの回答があった。

また、少人数学級を進めていく上での、市としての考えは報告書の中に盛り込まれているのかとの質問に対し、2ページに少人数学級を実施するための考え方ということで、国の方針が示されている。その下に、本市の考え方を示しているとの回答があった。

さらにその回答に対し、大事な部分なので、国の方針とそれを受けての市の考えを分けて示してはどうかとの意見があり、それを受け、分けて掲載することとし、本日の資料で示している。

以上、指摘のあった内容について修正し、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

4 令和3年第3回朝霞市議会定例会提出議案について

【説明】

(須田総務部長)

議案第43号 令和2年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定についてである。

令和2年度の決算額は、歳入が、623億4,075万8,340円となり、歳出は、613億2,672万595円で、歳入歳出差引残額は、10億1,403万7,745円となった。

この残額から、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額を差し引いた翌年度繰越額は、9億8,818万1,080円である。

歳入歳出の概要について。

まず、歳入だが、市税は、232億590万780円で、歳入総額の37.2パーセントを占めている。

地方譲与税は、自動車重量譲与税などで、2億1,880万円となり、地方消費税交付金は、26億7,433万4,000円の交付となっている。

地方交付税は、普通交付税8,492万3,000円、特別交付税1億4,181万円が交付されている。

分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで、4億3,717万297円となり、使用料及び手数料は、自転車等駐車場使用料や一般廃棄物処理手数料などで、6

億6,023万7,466円となっている。

国庫支出金は、子どものための教育・保育給付交付金や児童手当交付金、生活保護費負担金のほか、特別定額給付金給付事業費補助金などで、252億3,712万4,625円となっている。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金を始め、児童手当負担金、個人県民税徴収委託金などで、32億7,101万2,980円となっている。

繰入金は、介護保険特別会計や財政調整基金の繰入金などで、2億9,197万3,266円となっている。

繰越金は、前年度からの繰越事業に係る分を含めて、11億6,688万529円となっている。

諸収入は、学校給食費受入金や生活保護費負担金精算交付金のほか、指定管理料精算金などで、12億9,131万105円となっている。

市債は、第八小学校自校給食施設等整備事業債、総合体育館施設改修事業債、臨時財政対策債など26件で、26億7,418万円の借入れとなっている。

次に、歳出だが、議会費は、会議録調製等委託料などで、2億7,761万8,099円を支出し、総務費は、防災行政無線デジタル化整備工事や住民情報システム借上料、市民センターなどに係る指定管理料などで、47億7,554万2,941円を支出している。

民生費は、介護給付・訓練等給付費負担金や児童手当を始め、子どものための教育・保育給付負担金や生活保護費などのほか、特別定額給付金などで、380億9,471万942円となっている。

衛生費は、各種個別予防接種委託料のほか、可燃ごみ・資源ごみの収集運搬委託料やごみ焼却処理施設補修工事などで、33億5,736万2,403円を支出している。

労働費は、労働・社会保険相談業務委託料などで、168万2,789円を支出し、農林水産業費は、市民農園管理委託料などで、6,495万4,729円となっている。

商工費は、中小・小規模企業者支援金のほか、産業文化センターの指定管理料や施設改修工事などで、7億1,048万3,008円を支出している。

土木費は、道路舗装工事や自転車駐車場等指定管理料などのほか、下水道事業会計負担金などで、32億1,075万597円となっている。

消防費は、朝霞地区一部事務組合負担金や消火栓新設及び維持管理費負担金などで、13億4,743万645円を支出している。

教育費は、学校の給食賄材料費のほか、第八小学校自校給食施設等整備工事や総合体育館施設改修工事などで、64億4,743万5,780円となっている。

公債費は、30億3,873万1,346円を支出している。

以上が、歳出の主なものだが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれている。

(麦田こども・健康部長)

議案第44号 令和2年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。

はじめに、国民健康保険の令和2年度末における加入者の状況であるが、世帯数は、1万7,059世帯、被保険者数は、2万4,707人となっており、前年度と比較すると、世帯数は42世帯、0.25パーセントの増加で、被保険者数は288人、1.15パーセントの減少となった。

次に、令和2年度の決算額は、歳入が、106億9,698万7,880円となり、歳出は、103億3,066万4,460円で、歳入歳出差引残額は、3億6,632万3,420円である。

歳入歳出の概要について。

まず、歳入の主なものであるが、国民健康保険税は、27億7,519万8,596円で、歳入総額に占める割合は25.94パーセントである。

県支出金は、保険給付費等交付金で、69億2,577万6,253円となり、繰入金は、一般会計繰入金などで、7億6,008万1,634円となり、繰越金は、その他繰越金で1億4,702万1,336円である。

歳入全体では、前年度と比較すると、3.98パーセントの減少となっている。

次に、歳出の主なものであるが、保険給付費は、療養給付事業や高額療養費支給事業などで、67億8,175万8,059円となり、歳出総額に占める割合は、65.65パーセントである。

国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い31億3,415万6,877円を支出している。

保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億2,078万1,776円となっており、基金積立金は、財政調整基金積立金などで、1億8,156万4,399円である。

諸支出金は、償還金などで6,143万6,612円となっている。

歳出全体では、前年度と比較すると、6.03パーセントの減少となっている。

(三田福祉部長)

議案第45号 令和2年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。

はじめに、令和2年度末における第1号被保険者数の状況であるが、2万7,855人となり、前年度と比較すると、369人、1.34パーセントの増となっている。

また、要介護、要支援認定者数は、4,829人となり、前年度と比較すると、121人、2.57パーセントの増となった。

次に、令和2年度の決算額は、歳入が、78億6,416万4,752円となり、歳出が、75億1,405万4,181円で、歳入歳出差引残額は、3億5,011万571円となった。

歳入歳出の概要について。

まず、歳入であるが、保険料は、65歳以上の第1号被保険者分として、15億6,843万9,780円となっている。

国庫支出金は、介護給付費負担金などで、16億125万3,635円、支払基金交付金は、介護給付費交付金などで、19億2,641万2,000円、県支出金は、介護給付費負担金などで、10億7,434万2,935円、繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金を合わせ、14億20万7,360円である。

次に、歳出であるが、総務費は、賦課徴収事業や介護認定審査事業などで、8,179万6,505円である。

保険給付費は、居宅介護等サービス給付費負担金や施設介護サービス給付費負担金などで、保険給付費全体では、67億5,064万7,336円となっている。

地域支援事業費は、介護予防事業や、包括的支援事業・任意事業に係る委託料などで、3億6,558万7,646円である。

基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金などで、1億5,766万7,001円である。

(麦田こども・健康部長)

議案第46号 令和2年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてである。

はじめに、令和2年度末における被保険者数の状況であるが、埼玉県後期高齢者医療広域連合の報告によると、1万3,752人となり、前年度末と比較すると、138人、1.01パーセントの増加となった。

次に、令和2年度の決算額は、歳入が、13億4,297万7,888円となり、歳出は、13億4,062万4,328円で、歳入歳出差引残額は、235万3,560円である。

歳入歳出の概要について。

まず、歳入の主なものであるが、後期高齢者医療保険料は、11億2,908万5,870円、繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、2億804万9,088円、繰越金は、前年度繰越金で、352万7,019円となっている。

次に、歳出であるが、総務費は、一般管理事務費と徴収事業で、1,618万8,584円、後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付事業で、13億1,969万2,955円、諸支出金は、保険料還付事業などで、474万2,789円を支

出している。

(木村上下水道部長)

議案第47号 令和2年度朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてである。

まず、収益的収入及び支出の決算額だが、収入は、24億8,113万6,915円で、水道料金や水道利用加入金などである。

支出は、20億7,069万8,810円で、県水受水費のほか、施設の維持管理費及び減価償却費、企業債利息などである。

収益的収支及び支出の差引金額は、4億1,043万8,105円となった。

次に、資本的収入及び支出の決算額だが、収入は、4億2,536万2,259円で、企業債のほか消火栓布設替工事にかかる負担金である。

支出は、12億4,758万7,780円で、主なものは、建設改良費の水道管耐震化事業、老朽管更新事業などのほか企業債の元金償還金である。

なお、資本的収入額の資本的支出額に対する不足分は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額や当年度分損益勘定留保資金などで補てんした。

次に、剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金6億8,679万8,278円のうち、3億3,583万304円を資本金に組み入れるとともに、今後の水道事業運営に対応していくため、減債積立金及び建設改良積立金に、それぞれ1億7,548万3,987円を積み立てる案とした。

(木村上下水道部長)

議案第48号 令和2年度朝霞市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてである。

まず、収益的収入及び支出の決算額だが、収入は、19億4,174万9,089円で、下水道使用料、雨水処理にかかる一般会計繰入金などである。

支出は、17億9,188万3,420円で、埼玉県荒川右岸流域下水道維持管理負担金のほか、施設の維持管理費及び減価償却費、企業債利息などである。

収益的収支の差引金額は、1億4,986万5,669円となった。

次に、資本的収入及び支出の決算額だが、収入は、5億8,207万3,100円で、企業債、国庫補助金のほか、下水道事業受益者負担金や一般会計からの繰入金などである。

支出は、7億6,907万9,749円で、主なものは、建設改良費で、仲町中継ポンプ場耐震補強工事などの汚水整備事業のほか、溝沼地区に雨水貯留施設等を整備するための用地取得などの雨水整備事業及び企業債の元金償還金などである。

なお、資本的収入額の資本的支出額に対する不足分は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額、企業会計に移行した際の引継ぎ金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

次に、剰余金の処分については、今後の下水道事業運営に対応していくため、当年度未処分利益剰余金1億3,212万5,738円を全額利益積立金に積み立てる案とした。

(須田総務部長)

議案第49号 令和3年度朝霞市一般会計補正予算第4号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、17億8,746万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、471億1,141万4,000円となっている。

歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入だが、地方特例交付金は、交付額の確定により、581万3,000円増額している。

地方交付税は、普通交付税の算定結果に伴い、1億3,941万9,000円増額している。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金などを減額する一方、新たに学校保健特別対策事業費補助金を計上するほか、個人番号カード交付事務費補助金などを増額することにより、442万4,000円増額している。

県支出金は、生活のしづらさなどに関する調査委託金などを減額することにより、15万8,000円減額している。

財産収入は、自動販売機用敷地貸付料を2,035万9,000円減額している。

寄附金は、一般寄附金など100件、765万1,000円の受け入れをしている。

繰入金は、介護保険特別会計などの決算による精算金を繰り入れることにより、4,801万5,000円増額している。

繰越金は、令和2年度決算に伴い、前年度繰越金を5億3,818万1,000円増額している。

諸収入は、国・県支出金過年度収入や各種施設の指定管理料精算金などを計上することにより、2億4,130万9,000円増額している。

市債は、新たに内間木公民館施設改修事業債を計上するほか、臨時財政対策債などを増額することにより、8億2,317万3,000円増額している。

次に、歳出だが、総務費は、新たに市庁舎のトイレ等自動水栓化改修工事を計上するほか、市制施行55周年記念式典の実施に係る経費の増額や、令和2年度決算による前年度繰越金などを財政調整基金に積み立てることなどにより、12億1,309万3,000円増額している。

民生費は、ふれあいスポーツ大会等の中止に伴い、障害者スポーツ・レクリエーション事業などを減額する一方、社会福祉協議会補助金などを増額することにより、1億2,1

40万6,000円増額している。

衛生費は、新たに電気自動車用急速充電設備設置等工事などを計上するほか、クリーンセンターの光熱水費などを増額することにより、2,995万5,000円増額している。

農林水産業費は、農業近代化設備事業費補助金を増額することにより、72万円増額している。

商工費は、新たにプレミアム付商品券事業費補助金を計上するほか、ふるさと納税のポータルサイトに係る経費などを増額することにより、8,245万5,000円増額している。

土木費は、新たに内間木橋撤去工事や立地適正化計画策定委託料を計上するほか、道路修繕工事などを増額することにより、2億6,027万8,000円増額している。

教育費は、新たに小学校における少人数学級に対応するための整備や内間木公民館の施設改修に係る経費を計上するほか、博物館における企画展示のための経費を計上することにより、7,956万1,000円増額している。

次に、第2表 継続費補正は、新たに内間木橋撤去事業など2件を追加するものである。

第3表 繰越明許費は、内間木公民館施設改修事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

第4表 地方債補正は、新たに内間木公民館施設改修事業を追加するほか、臨時財政対策債など3件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第50号 令和3年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3億2,132万3,000円の増額で、これを含めた累計額は、109億8,900万9,000円となっている。

歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入だが、繰越金は、前年度決算額の確定により、3億2,132万3,000円を増額するものである。

次に、歳出だが、基金積立金は、歳入歳出の差引額3億2,132万3,000円を財政調整基金等積立事業に積み立てるものである。

(三田福祉部長)

議案第51号 令和3年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第1号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3億5,221万4,000円の増額で、これを含めた累計額は、80億7,962万円となっている。

今回の補正予算の歳入歳出については、前年度決算の確定に伴う精算を行うものである。

歳入歳出の概要を申し上げます。

まず、歳入だが、繰入金は、低所得者保険料軽減繰入金として一般会計繰入金を210万7,000円増額するものである。

繰越金は、前年度決算額の確定により、3億5,010万9,000円増額するものである。

次に、歳出だが、基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金を1億8,783万円増額するものである。

諸支出金は、前年度決算の確定に伴う国、県、支払基金への返還金及び一般会計繰出金で、1億6,438万4,000円増額するものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第52号 令和3年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ235万3,000円の増額で、これを含めた累計額は、13億9,821万6,000円となっている。

歳入歳出の概要を申し上げます。

まず、歳入だが、繰越金は、前年度決算額の確定により、前年度繰越金として、235万3,000円を増額するものである。

次に、歳出だが、後期高齢者医療広域連合納付金は、令和2年度の出納整理期間分の後期高齢者医療保険料として、120万9,000円、諸支出金は、一般会計繰出金として、114万4,000円をそれぞれ増額するものである。

(木村上下水道部長)

議案第53号 令和3年度朝霞市水道事業会計補正予算第1号である。

今回の補正予算は、膝折浄水場の廃止に伴い、構築物の撤去設計委託を行うもので、収益的支出の第1款事業費第3項特別損失を2,530万円増額するものである。

(宮村市長公室長)

議案第54号 朝霞市個人情報保護条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、デジタル庁設置法の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定されている情報提供ネットワークシステムの所管が、総務省からデジタル庁に移管されることから、字句及び引用条項の整理を行うものである。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、本条例で引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止が規定されていることから、所要の改正を行うものである。

(須田総務部長)

議案第55号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図ることを目的に、夏季期間に取得が可能な特別休暇について、より取得しやすい環境を整えるため、取得可能な期間を現行の「6月から9月」から「6月から10月」に拡大するものである。

この改正の施行日は、公布の日からとなっているが、今年度の夏季休暇から適用させるために、議会開会日に議決をお願いしたいと考えている。

(須田総務部長)

議案第56号 朝霞市税条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税では、均等割及び所得割の非課税限度額の算定基礎となる扶養親族から、原則として30歳以上70歳未満の国外居住親族を対象外とするほか、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を5年延長し、令和9年度までとするものである。

固定資産税では、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設について償却資産に係る固定資産税の課税標準額を1/3の割合を乗じた額にする特例措置の規定を追加するものである。

なお、これらの改正のうち、個人市民税に係る改正は、令和4年1月1日及び令和6年1月1日から、固定資産税に係る改正は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から施行したいと考えている。

(三田福祉部長)

議案第57号 朝霞市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、溝沼複合施設の施設管理の効率化を図ることを目的に、溝沼老人福祉センターの休所日を同複合施設内の児童館及び保育園の休所日と統一するため、所要の改正を行うものである。

なお、この改正については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第58号 埼玉県都市競艇組合理約の変更についてである。

同組合において、地方公営企業法の規定を全部適用することなどに伴い、同組合の規約を変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、提出するものである。

なお、この変更については、令和4年4月1日から施行することとなる。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】